

日系四世の更なる受入制度が始まります！

2018年
7月1日から
スタート！

日系四世の方が
来日しやすくなります！

制度の目的

- この制度は、日系四世の方に、日系四世受入れサポーターの方から支援を受けながら、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、日本と現地日系社会との架け橋になっていただくことを目的とした制度です。
- 所定の要件を満たせば、通算して最長5年間滞在していただくことが可能です。
- 帰国後は、日本と現地日系社会との架け橋としてご活躍いただくことが期待されます。

制度の対象となる日系四世の方

下記の要件を満たす日系四世の方が対象となります（受入れに当たっては年間受入枠が設けられます。）。

項目	内容	項目	内容
年齢	18歳以上30歳以下	生計維持	預貯金や入国後の就労の見込みも含め、入国後の生計維持が担保されていること
素行	本国において犯罪歴がないこと	帰国旅費	帰国旅費が確保されていること
健康	健康であること 医療保険に加入していること	日本語能力	入国時：基本的な日本語を理解することができる能力を有していること（日本語能力試験N4程度） 更新時：通算して2年を超えて在留するとき →日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していること（日本語能力試験N3程度）
家族	家族を帯同しないこと		

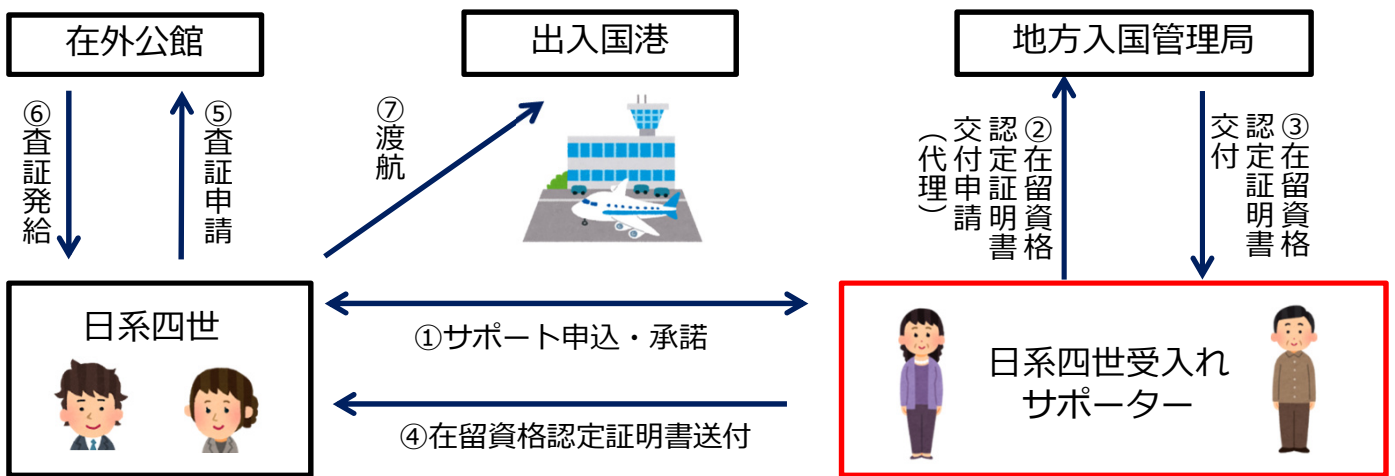
- ※1 在留期間は6月又は1年が決定されますので、継続して在留を希望される方は、在留期限の3か月前を目途に在留期間更新許可申請をしていただく必要があります（入国後1年目は原則として6月が決定されます。）。
- ※2 上記の要件の他、通算して3年を超えて在留する場合は、在留中の活動を通じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることが必要です。
- ※3 詳細は、法務省HPに掲載されている「日系四世の方への手引き」をご覧ください。

更に詳しいことを知りたい方は、裏面へ！！

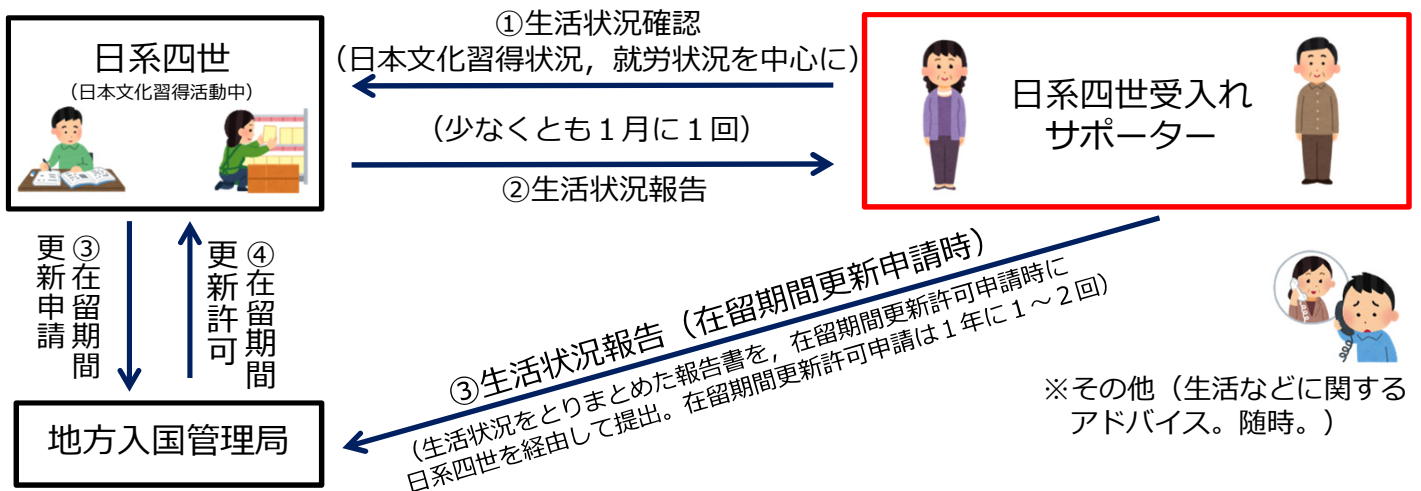
日系四世受入れサポーターとは

- 本制度を利用する日系四世の方に対し、無償でサポートを行っていただく存在です。
 - ※ 本制度では必ず確保していただく必要があります。
 - ※ 日系四世受入れサポーターをお探しの方は、下記の法務省ホームページをご覧ください。
- 日系四世受入れサポーターの方には、日系四世の方に対して、日本文化の習得や生活関連情報に関するアドバイスや、入管手続の援助などを行っていただきます。
- 個人の方又は非営利の法人が日系四世受入れサポーターになることができます。
- 詳細は、法務省HPに掲載されている「日系四世受入れサポーターの方への手引き」をご覧ください。

入国前の手続（イメージ）



入国後の手続（イメージ）



具体的な申請方法などの詳しい情報は、以下の法務省HPをご覧ください。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00166.html)



法務省入国管理局

